

定期健康診断等について

本書は、医療法人社団みやびの会のあきる野総合クリニック（以下「甲」という。）と、申込者（以下「乙」という。）との間における定期健康診断・人間ドック・脳ドックの実施に関する契約の内容を記載したものである。

第1条（定期健康診断等の申込み、実施方法等）

乙は、甲に対し、定期健康診断・人間ドック・脳ドック申込書のとおり健康診断（以下「本件健康診断」という。）の実施を申し込む。

- 2 甲が上記申込みを承諾することにより、本件健康診断の実施に関する契約（以下「本件契約」という。）が成立する。
- 3 本件健康診断の実施日時・場所については、乙の希望する日時・場所を勘案して双方協議の上定める。
- 4 乙を含む本件健康診断を受診する者は、実施前において健康保険証を甲に提示しなければならない。提示が無い場合、甲は本件健康診断の実施を拒否することができる。

第2条（料金）

本件健康診断の一人当たりの料金は「定期健康診断・人間ドック・脳ドックのご案内」記載のとおりとする。

- 2 乙は、甲が健診結果を乙に対し送付又は交付した日の翌日から1週間以内に、甲に対し料金の全額を支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。
- 3 第1項により算出された料金の額が金20万円を超える場合、乙は、前払い金として、本件契約成立時に料金の20%を支払う。

第3条（キャンセル）

乙は、キャンセルする場合には、本件健康診断実施予定日の2週間前までに甲に連絡する。

- 2 乙が本件健康診断実施予定日の前日までにキャンセルの連絡をしなかった場合、

甲は、キャンセルされた分の料金全額を請求できる。

第4条（秘密保持）

甲は、本件健康診断対象者の個人情報、を、正当な理由なく第三者に提供しない。

第5条（甲からの解除）

甲は、乙が次の事由に該当する場合、本契約を解除できる。

- 一 乙が甲の通常の事業の実施地域外に転居するなどの理由により、甲において本件健康診断の実施が困難となったとき
- 二 乙が法令違反その他社会通念を逸脱する行為を行い、その結果、本契約を継続し難い重大な事由を生じさせたとき
- 三 乙又は本件健康診断対象者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋やこれに準じる者）である場合

第6条（損害賠償）

甲は、本件健康診断の実施にあたり、乙および本件健康診断対象者の生命、身体又は財産に損害を生じさせた場合は、乙および本件健康診断対象者に対し、その損害を賠償する責任を負う。ただし、甲に故意または過失がなかった場合は、この限りではない。

第7条（裁判管轄）

本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄とする。

第8条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めのない事項は民法その他諸法令に定めるところにより、双方で誠実に協議の上、これを解決することとする。

以 上